

ブラック企業、
ブラック
バイトに

負けないで!



ブラック企業、ブラックバイトをなくすため、
あなたの経験を聞かせてください

働く人の権利は
法律で守られて
います!

事業者は
法律を守る義務
があります。

ブラック対策委員会

人間らしく働くための九州セミナー 佐賀県実行委員会

〒840-0054 佐賀市水ヶ江1-3-17 佐賀県労連 気付
TEL 0952-25-5021 URL: <http://kyusemi.jp/>



「残業代を払ってくれない」
「長時間労働でくたくた」
「仕事をやめさせてくれない」
「授業や試験があるのに
仕事を入られた」



労働者を法律に違反して働かせ使いつづす
ブラック企業、ブラックバイトが横行しています。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態は違っても、労働者には、人生と家族を守り、健康で安心して働き続ける権利があります。

私たちは、ブラック企業、ブラックバイトの実態を告発し、なくす運動に取り組んでいます。そのために、あなたの経験をアンケートで聞かせてください。

お寄せいただいたアンケートは集計し、人間らしく働くための九州セミナーの資料に使用させていただきます。またブラック企業、ブラックバイトの実態としてマスコミやホームページに公表します。アンケートは上記目的以外には使用いたしません。回答者を特定できる情報の開示もいたしません。



人間らしく働くための九州セミナー

2015年

日程 11月28日(土)～29日(日)

会場 佐賀市文化会館 他

ブラック企業、ブラックバイトに負けないために、
労働者の権利を学びます。お申し込み、お問い
合わせは、左記セミナー実行委員会まで。



料
金
受
取
人
払
郵
便

郵便はがき

8 4 0 - 8 7 9 0

佐賀中央局
承認
2522

差出有効期間
平成28年3月31日
切手はいりません

佐賀市水ヶ江1丁目3-17

佐賀県労働組合総連合 気付
人間らしく働くための九州セミナー
佐賀県実行委員会 行

あなたの年齢は 10代 20代 30代 40代以上

性別は 男性 女性

雇用形態は 公務員→正規雇用 非正規雇用

民間労働者

↳ 正規雇用 パート アルバイト
派遣 その他()

学生アルバイト

無職

労働組合はありますか ない ある → 加入 未加入

お仕事は何ですか ()

お仕事をどこですか 佐賀県内 佐賀県外



「うちに有給休暇はない」と言わせない

有給休暇はすべての労働者の権利です。パートやアルバイトもとることができます。有給休暇の理由を言う必要ありません。

あなたの有給休暇の日数を調べてみましょう。また、取れなかった日数は翌年に限って繰り越せます。



今の職場であなたは・・・ → どのくらいの期間働いていますか？

1週間に働く時間は？		6ヵ月	1年 6ヵ月	2年 6ヵ月	3年 6ヵ月	4年 6ヵ月	5年 6ヵ月	6年 6ヵ月
30時間以上の方	5日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
30時間未満の方	3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

労働組合はあなたの味方

労働組合は、あなたが働きながら困ったことや辛いと思った時に相談にのり、あなたの権利を守るために一緒に活動します。職場で労働組合を作れなくても、一人でも入れる労働組合があります。働きながら「おかしい」「許せない」と思ったら、あきらめないで労働組合に相談してください。

佐賀県労連
tel.0952-25-5021



労働条件は書面で明示が義務

事業主は、労働者に（アルバイトも）、賃金、始業・終業時刻、休日、休暇、残業の有無などの労働条件を書面で示さなければなりません。自分の労働条件をしっかり確認しましょう。

パート、アルバイト、派遣もりっぱな労働者

パート・アルバイト・派遣だから、有給休暇はない、健康保険・厚生年金も加入できないと思ってはいませんか。有給休暇は正社員と同様にとることができます。また、労働日数、労働時間によっては健康保険・厚生年金も加入できますので、労働組合や労働基準監督署・年金事務所に相談しましょう。



自己責任って、おかしくない？

「皿を割った」「レジのお金が合わない」からと給料から天引き。ちょっと待った！仕事にミスはつきもの。その程度のこと、労働者に損害を請求することはできません。店の商品を買わされたり、仕事の交代を自分で探せと指示されるなんてあってはならないこと。事業主の責任を労働者の『自己責任』にすり替えられないようにしましょう。



残業代ちゃんともらってますか

1日8時間・週40時間、週休1日を超える労働には、割増賃金の支払いを求めましょう。労働時間は1分単位で計算されなければなりませんし、仕事前の打ち合わせや着替えなどの準備作業も労働時間に含まれます。



時間外、休日および深夜の

割増料金表

時間外労働①	1日8時間を超えた分	25%以上
時間外労働②	1か月の残業時間が60時間を超えた分 (ただし、中小企業は当分の間、適用除外)	50%以上
深夜労働	午後10時～翌午前5時	25%以上
休日労働	法定休日労働	35%以上
時間外+深夜	時間外25%、深夜25%	50%以上
休日+深夜	休日35%、深夜25%	60%以上

仕事中のケガや病気は労災申請しよう

仕事や通勤中のケガ、仕事が原因でかかった病気の治療費は自己負担せず、事業主が加入する労災保険から払ってもらうことができます。また、休業中の収入も補償してもらえます。この申請を労災申請と言います。小さいケガだから、仕事の原因がどうかわからないから、事業主が労災と認めないからとあきらめずに、労働基準監督署や労働組合に相談しましょう。労働者には健康で働く権利が保障されています。

ブラックを見破れ!

あなたの職場は大丈夫?一つでも当てはまればブラックです

ブラック企業・ブラックバイト☑チェックリスト

- | | |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ① 労働契約書や雇い入れ通知書をもっていない。 | ① <input type="checkbox"/> |
| ② 求人内容や採用時の条件より悪い働き方になっている。 | ② <input type="checkbox"/> |
| ③ 就業規則を見たことがない、見せてくれない。 | ③ <input type="checkbox"/> |
| ④ 仕事に必要な道具や制服に自己負担がある。 | ④ <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 試験や授業があるのにシフトに無理やり入れられる。 | ⑤ <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 月60時間以上の残業をしている。 | ⑥ <input type="checkbox"/> |
| ⑦ タイムカードがあるけど、打刻の時間が実態とは異なる。 | ⑦ <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 週に1日以上のお休みが取れない。 | ⑧ <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 長時間労働で疲労が抜けず、頭も体も思うように動かない。 | ⑨ <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 残業代が支払われない(例えば1日8時間以上、週40時間以上の労働に対しては割増賃金が支払われることが法律で定められています) | ⑩ <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 仕事のミスによる損害を一方的に弁償させられた。 | ⑪ <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 「名ばかり管理職」になり仕事や責任が増えたが、手当がつかない。 | ⑫ <input type="checkbox"/> |
| ⑬ 「おまえはクズだ」など人格を否定・非難された。 | ⑬ <input type="checkbox"/> |
| ⑭ 医師から「休みが必要」と診断をされても休ませてもらえない。 | ⑭ <input type="checkbox"/> |
| ⑮ 不合理な配置転換をされる。 | ⑮ <input type="checkbox"/> |
| ⑯ セクハラ、パワハラをされた。 | ⑯ <input type="checkbox"/> |
| ⑰ 育児、出産を理由に嫌がらせを受けたり、働き方を不利にされた。 | ⑰ <input type="checkbox"/> |
| ⑱ 働いている人の入れ替わりが激しい。 | ⑱ <input type="checkbox"/> |
| ⑲ 「こんな仕事辞めてやる」という同僚の声がいつも聞こえる。 | ⑲ <input type="checkbox"/> |
| ⑳ 辞めたくても辞めさせてもらえない。 | ⑳ <input type="checkbox"/> |

あなたの経験をアンケートでお聞かせください。回答部分は切り離して、切手を貼らずに投函してください。

- Q1** 左のチェックリストのうち、思い当たるものに☑してください
その他にブラックだと感じた経験があればお書きください
()
- Q2** 仕事中にケガ(やけど、ギックリ腰、熱中症など)をしたり、仕事が原因と思われる病気(過労、うつ病など)にかかったことがありますか。
 ない
 ある→どのようなケガ、病気ですか()
- Q3** Q2で「ある」の方、そのことで労災申請しましたか。
※労災申請とは、仕事や通勤中のケガ、仕事でかかった病気の治療費や休業補償を事業主が加入している労災保険から払ってもらうことです。
 労災申請をした
 事業主から反対されて申請しなかった
 労災申請のことを知らないので申請しなかった
 労災かどうか判断できなかったので申請しなかった
 その他()
- Q4** 労働条件に関する疑問や不満を誰か(どこか)に相談したことがありますか。複数回答してけっこうです。
 ある → 事業主 上司・同僚 家族・親戚
 友人 労働基準監督署・ハローワーク
 学生時代の恩師 弁護士等
 労働組合 SNS、ネット等
 その他()
 ない → 疑問や不満がないから 相談しても解決しそ
うにないから 相談先が思い浮かばないから
 その他()

ご協力ありがとうございました。裏面もご記入ください。